

コーポレートガバナンスの基本方針

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組みます。

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立社外取締役の有効活用等により、経営方針の決定・取締役の職務執行の監督を行います。

2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主への適切な情報提供、招集通知の早期発送、招集通知に記載する情報の TDnet や自社のウェブサイトによる公表、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定などを行い、株主の権利・平等性が実質的に確保される環境を整備します。

3. 株主との対話

当社は、IR 担当役員を指定し、IR 担当部署と社内との関係部署が連携して、情報発信及び株主意見の把握に取り組みます。また、投資家説明会や IR 活動を充実させ、対話において把握された株主の意見は、取締役会にフィードバックを行い、当社の経営に活かします。対話に際しては、合理的な範囲で、IR 担当役員等の取締役が直接行い、「インサイダー情報管理規程」に則り、インサイダー情報の管理を行います。

4. 株主以外のステークホルダーとの関係

(1) 経営理念

当社は、経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、従業員、顧客その他の取引先、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

(2) サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、公共交通インフラとして、「あらゆる人々に、安全で安心かつ高品質な航空サービスを、身近な価格で提供する」ことを通して、社会の持続的な発展に貢献します。また、気候関連リスクを、「優先リスク」として位置づけ、サステナビリティ委員会を中心とした PDCA サイクルの中で対策を策定し、取り組みを推進していきます。

(3) 社内の多様性の確保

当社は、多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保する上での強みとなり得ることを認識し、社内での女性や障がい者、外国人等の活躍を促進し、多様性の確保を推進します。

(4) コンプライアンス

当社は、航空運送事業者として高い水準のコンプライアンス意識を保つため、コンプライアンス教育の継続的な実施等を定めたコンプライアンス推進のための実施計画を策定し、その実施状況をリスク管理委員会で監督します。また、コンプライアンス違反行為の早期発見と是正及び職

場環境の改善を図るため、情報提供者の保護や内部通報の体制を定めた内部通報制度運用規程を整備します。

5. 情報開示

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営理念、経営戦略、コーポレートガバナンスの基本方針について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の正確で有用性の高い情報提供にも主体的に取り組みます。

6. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に則り、経営基本方針をはじめとする重要事項を決定します。また、会社の業績等の評価を踏まえた選任や解任により、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行います。

取締役会の決議を要しないものについては、業務執行取締役及び執行役員により構成される経営戦略会議において審議を行い、迅速な意思決定を行います。

業務執行取締役、執行役員等の業務分掌及び職務権限については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において明確に定めます。

(2) 取締役候補指名の方針

取締役候補は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性に留意し、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を備えた者から指名することを方針とします。

(3) 取締役報酬決定の方針

取締役報酬は、中長期的な会社の業績や潜在的なリスクを反映させることを方針とします。

(4) 取締役会の実効性確保

取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行います。

(5) 取締役会における審議の活性化

取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じ、臨時取締役会を開催します。

当社は、取締役に対して十分な情報提供・審議時間を確保しつつ、審議の活性化を図ります。

7. 監査役及び監査役会

(1) 監査役及び監査役会の役割・責務

監査役は、取締役会と協働して会社の監査機能の一翼を担い、株主の負託を受けた法定の独立機関として取締役の職務の執行を監査します。

監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役会においてあるいは経営陣に対して能動的・積極的な意見の表明に努めます。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、従業員、会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は従業員に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じます。

(2) 監査役候補指名の方針

監査役候補は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者から指名します。特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上指名します。

8. 独立社外取締役

(1) 独立社外取締役の役割・責務

独立社外取締役は、自らの知見に基づく助言、経営・利益相反の監督、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見の反映を行います。

(2) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

取締役会は、「独立性判断基準」(別紙)に基づき、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定します。

9. 取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役・監査役に対し、必要に応じ、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を提供することを方針とします。

10. 改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議によるものとします。

以上

2022年11月10日制定

独立性判断基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、「社外役員」という）が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことを必要とする。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1. 現在又は過去 10 年間に於いて、当社の業務執行者であった者
2. 当社を主要な取引先（注 1）とする者又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（注 2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な借入先（注 3）又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
6. 当社の大株主（注 5）又はその業務執行者
7. 当社より多額の寄付（注 6）を受けている者
8. 当社の取締役・監査役・執行役員配偶者又は二親等以内の親族
9. 過去 3 年間に於いて、上記 2～8 のいずれかに該当していた者
10. 前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得る等、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことが出来ない特段の理由を有している者

注 1：当社を主要な取引先とする者とは、当社の支払金額が取引先の連結売上高の 1%又は 1,000 万円のいずれか高い額を超える取引先。

注 2：当社の主要な取引先とは、当社の受取金額が当社の売上高の 1%又は 1,000 万円のいずれか高い額を超える取引先。

注 3：主要な借入先とは、当社の借入残高が直近事業年度末の当社総資産の 1%を超える金融機関。

注 4：多額の金銭その他の財産とは、当社からの年間 1,000 万円を超える利益。

注 5：大株主とは、直近事業年度末において、10%以上の議決権を保有する株主。

注 6：多額の寄付とは、当社からの年間 1,000 万円を超える寄付。